

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 五所川原市（金木地区）の現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地の西（沢部地区方面）において、0.5～3.0m未満の浸水が予想されており、また嘉瀬地区西方面においても同じく0.5～3.0mの浸水が予想されている。

(ため池ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、金木地域では大小合わせると農業用水確保のため35箇所ため池を有しており、ため池の場所については点在している。その内のため池5箇所については豪雨等の被害により氾濫した場合、ため池沿いの商工業者へ0.5～1m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、金木地域芦野の山間（大東ヶ丘一部の地区）は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、エリア内には住宅及びグループホーム（福祉介護事業）が集積している。また、嘉瀬山間地区においてもスキー場へ向かう途中が土砂災害が生じる恐れのあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS 平成27年度青森県地震・津波被害想定調査の概要)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.2%以上～0.8%未満の確率で発生する予測されている。また震度5弱以上では4.1%～20.2%と予測されている。

また、県において平成28年9月に公表された【平成27年度青森県地震・津波被害想定調査（日本海側海溝型地震）の概要】において、日本海における最大クラスの地震による被害として、当市においては最大震度6強、人的被害として死者数100人、負傷者数580人、建物被害として全壊棟数880棟、半壊棟数5,000棟、避難者数2,600人、ライフライン被害として、上水道断水人口24,000人、下水道機能支障人口1,100人、電力停電件数35,000人と想定されている。

また、令和2年度作成の五所川原市地震ハザードマップにおける金木地区における被害想定については、想定最大震度6強、全壊率は概ねの地域が10%から20%、沢部、蒔田、川倉30%以上となっている。

(その他)

五所川原市金木地域では、これまで数々の災害に見舞われてきた。特に金木地域は「地吹雪体験ツアー」などの企画ができるほど、強風地帯である。そのため強風により住宅破損や農業被害などの強風災害も数多くある。特に平成28年の台風10号においては、大雨、洪水、暴風、波浪警報が発表され市内各地において被害が発生し、避難所を開設した。公共被害として

公共施設の一部破損や倒木、建物被害として住家・非住家一部破損13件の被害があった。また平成30年2月には暴風雪により住家・非住家一部破損4件の被害があった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。当市では新型コロナウイルス感染症の対策として「五所川原市新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画書」を令和3年4月に策定し実施を行った。また、同年11月には「追加接種に係る実施計画書」を策定実施し、当市でのワクチン接種率は令和4年1月時点で全接種対象者(12歳以上)48,719人中、1回目終了(率)44,607人(91.6%)、2回目終了(率)44,102人(90.5%)の接種率となっている。

(2) 商工業者の状況(令和3年4月1日時点)

- ・商工業者等数 293人
- ・小規模事業者数 284人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商	小売業	88	85	地域の中心部に多い
	建設業	93	92	町内に広く分散している
工	飲食業	40	40	地域の中心部に多い
	サービス業	60	56	町内に多く分散している
業	その他業種	12	11	街の中心部、郊外に多い
	合計	293	284	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・五所川原市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄(令和3年10月時点)
水防関係備蓄としてスコップ、やり、おの、のこぎり、鎌、なた、唐くわ、土のう、土のう袋、ハンマー、つるはし、ペンチ、一輪車、
食料備蓄として白米、おかゆ、五目御飯、チキンライス
- ・五所川原市新型コロナウイルス等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・金木商工会事業継続計画(BCP)策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・青森県火災共済協同組合及び民間損保会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、発災後の取組について地域内巡回を行い、地域商工業者の被害状況等の報告を行うなど漠然とした取組にとどまっており、行政との協力体制が具体的に確立されていない他、対応等に当たってのマニュアルも整備されていない状況である。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートをあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

五所川原市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく当市と速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

○小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について、指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対し年一回を基準に普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変

化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

○金木商工会の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画を作成（令和2年度作成）。

○関係団体等との連携

- ・青森県火災共済協同組合や青森県商工会連合会等との連携を密にし、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・県、市、消防機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等への普及啓発ポスターの掲示依頼や、セミナー等の共催。

○フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を定期巡回にて確認。
- ・（仮称）五所川原市事業継続力強化支援協議会（4者構成員：当会・五所川原商工会議所・市浦商工会・当市）を設立し、状況確認や改善点等について協議・検討する。（定期的に年1回開催）

○当該計画に係る訓練の実施

- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定した訓練を年1回実施する。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

【2. 発災後の対策】

自然災害等発生時には、発災当初72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であり、人命が第一であることは言うまでもないため、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

○応急対策の実施可否の確認

- ・職員の安否や業務従事の可否を確認（職員自身が危険を感じるような状況での出勤はせず自身の安全確保を優先）し、発災後24時間以内に関係機関に安否報告を行う。
- ・事業者への聞き取りや職員による現場確認等を行い、1日以内に大まかな被害状況を把握し、当市と情報を共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

○応急対策の方針決定

以下の事前に定める被害規模の目安表により、「大規模な被害がある」、「被害がある」に

該当する場合に、当会と当市と被害の情報共有を行い、被害状況や被害規模に応じた地区内小規模事業者への支援を行うための応急対策の方針を具体的に決める。

・大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全・半壊等」、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れないもしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
・被害がある	・地区内の事業所で、「瓦やトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
・ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない

○青森県地域防災計画（風災害等災害対策編）に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること

イ 災害時における物価安定についての協力に関すること

ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること

○当会職員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担については、当市と協議の上状況に応じて定める。

○当会と当市との被害情報等の共有

以下の表を基準として、被害情報を共有する。

発災後の期間	共有回数
発災後 ～ 2日	災害発生直後、連絡つき次第
2日 ～ 1週間	1日数回（時間問わず）
1週間 ～ 1カ月	1日1回（時間限定）
1カ月後	2日1回（時間限定）

○当市で取りまとめた「五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

【3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制】

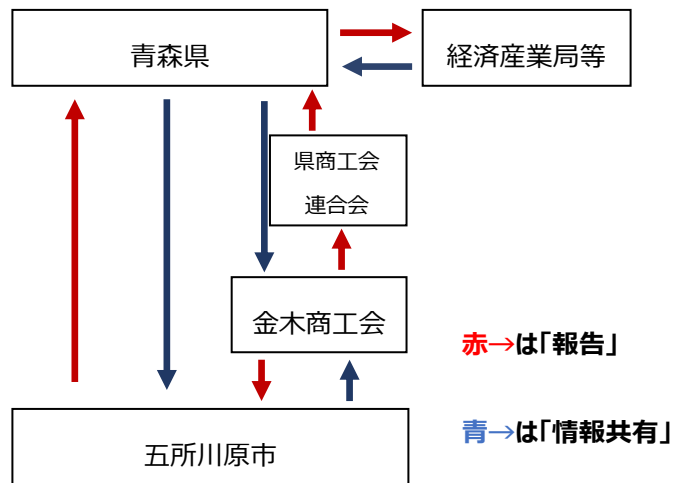
○自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。

○二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う判断基準及び被害程度について決める。

○当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

○当会と当市が共有した情報を、青森県の指定する方法にて青森県商工会連合会を經由して青森県へ報告する。

○感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法にて青森県商工会連合会を經由して青森県へ報告する。



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- 相談窓口の開設方法について当市と相談する。(当会は国・県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
(設置場所候補：金木商工会、五所川原市役所 原則：金木商工会に設置)
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

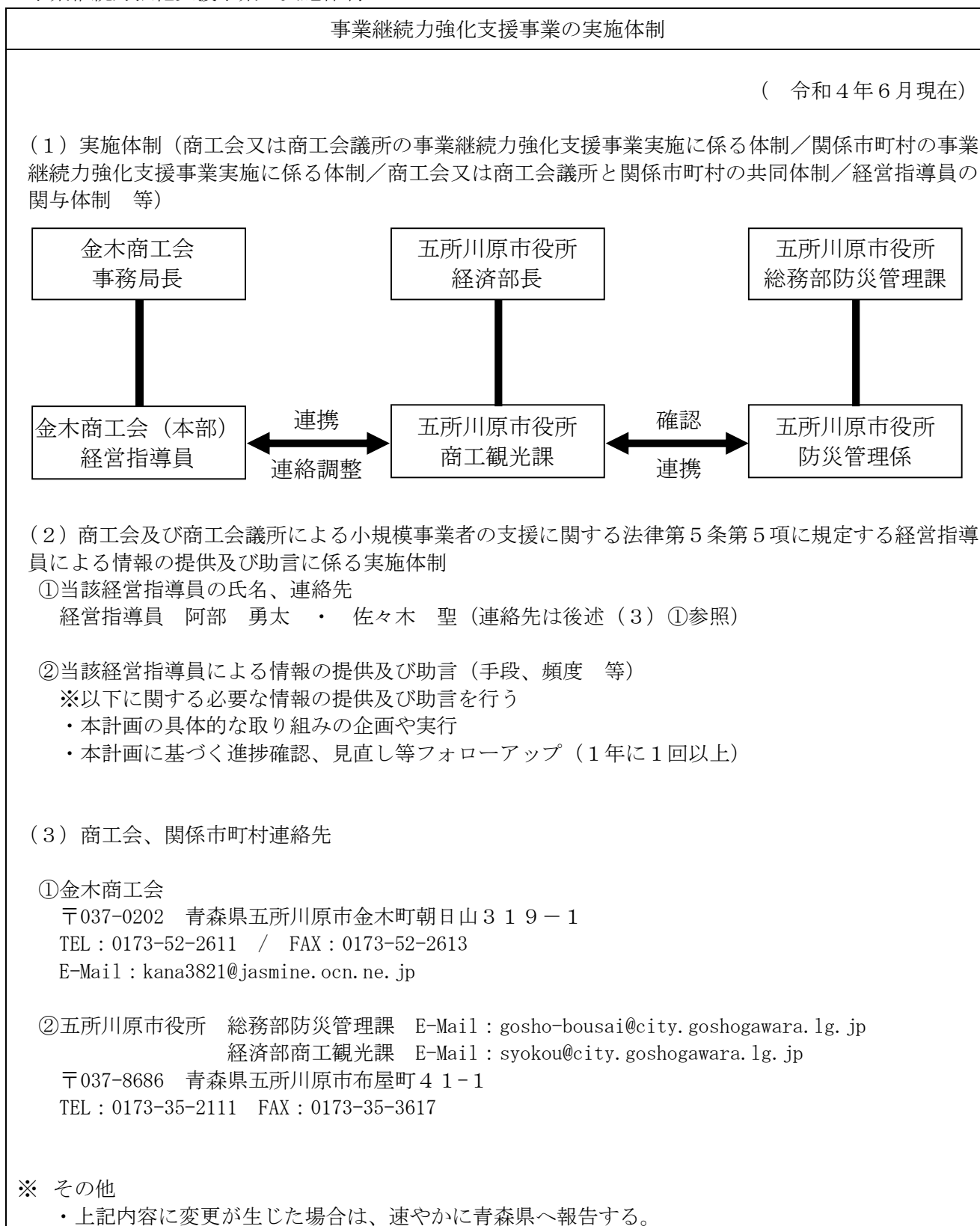
- 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣等を青森県若しくは青森県商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ チラシ等作成費	150	150	150	150	150
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	